



公益社団法人 和歌山県宅地建物取引業協会

人と住まいを、
笑顔でつなぐ。

宅建わかやま

Takken wakayama

2026
VOL.490

春

CONTENTS

新年賀詞交歓会を開催	2
新入会員ご紹介	3
おすすめスポット紹介	4・5
つなぐ和歌山	6・7
相談室だより	8
人権チェックリスト	9
TOPIC 一宅地建物取引と人権一	10・11
会議開催状況	12・13
法定講習のお知らせ	14
会員変更事項	15
ホームページがリニューアル!	16



たつくん



わかちゃん

インスタフォロー
お願いします!



2026年 新年賀詞交歓会を 開催

令和8年1月9日（金）、ホテルグランヴィア和歌山において新年賀詞交歓会を開催いたしました。当日は会員の皆様をはじめ、協会顧問の皆様、国会議員の皆様など、多くのご来賓にご出席を賜りました。



冒頭、角会長より新年のご挨拶があり、続いてご来賓の皆様より温かいご祝辞を頂戴いたしました。和歌山県議会議員 井出益弘様のご乾杯のご発声により会食がスタートし、会場は終始和やかな雰囲気になりました。余興の「あっち向いてホイ！大会」では、素敵な景品をかけて大いに盛り上がりました。名残惜しい中、沼井専務理事の締めのご挨拶をもって、盛会のうちに閉会いたしました。ご参加いただきました皆様、並びに関係者の皆様に、心より御礼申し上げます。



冒頭、角幸彦会長より新年のごあいさつ



和歌山県知事代理 副知事 友井泰範様よりご祝辞をいただきました



令和7年表彰者顕彰では、国土交通大臣表彰に木村副会長、和歌山県知事表彰に武田副会長が、それぞれ受賞されました。



沼井専務理事による締めのごあいさつ



素敵な景品をかけ、「あっち向いてホイ！大会」で大盛り上がり!!



- 免許番号:和歌山県知事(1)第4108号
- 事務所所在地:田辺市たきない町12-20
- TEL:0739-25-5775
- FAX:0739-25-5779

今回は、田辺市で開業された(株)山本建築工房 代表 山本 実さんにお話を伺いました。家づくりへのこだわりや地域への想い、そしてこれからの住まいづくりについて語っていただきました。

家づくりを通じて考える土地と不動産のこと

不動産業開業のきっかけは？

当社はもともと家づくりを中心に取り組んできましたが、最近土地探しや土地活用のご相談も増えてきました。これまでは知り合いの不動産業者さんをお願いしていましたが、「まずは自分たちが窓口になった方が、よりスムーズに進められるのではないか」と感じるようになりました。不動産業は、最初から目指していたというよりも、「お客様の住まいづくりをもっと良くしたい」という思いの延長で、自然と広がっていった分野です。

和歌山市で既に地域に根ざした活動をされている工務店さんや、田辺の事業者の方が宅建協会に加入されていることを知り、お仲間に入れていただこうと思いました。



開業して感じたのは、重説を一から作る大変さ、重要さ。様々な気づきがあり、学ぶことが多いです。

現在のお仕事の内容や、日々の業務で大切にされていることをお聞かせ下さい。

一般的な工務店では、自社で土地を購入して造成し、条件付きで販売するケースも多いですが、当社はその形にこだわっていません。自分たちだけで抱え込むのではなく、窓口となって地域の事業者さんと連携しながら進めていくことを大切にしています。

切磋琢磨はしつつも、「一人勝ち」ではなく、情報を共有しながら一緒に成長していく—そんな関係づくりを目指しています。流通が決して活発とはいえない和歌山県内、特に田辺エリアにおいても、観光という視点ではまだまだ可能性はあると思っています。若い世代が魅力を感じて、「ここで暮らしたい」と思ってもらえるような地域づくりに関わっ

ていきたいです。

お仕事以外ではまっていることなどはありますか？

趣味のひとつは、多肉植物を育てることです。なかでもアガベがお気に入り、種から育てたり、成長の様子を発信したりと、その奥深さを楽しんでいます。最近はお客様へのご提案として「多肉ガーデン」を取り入れることもあり、仕事と趣味が自然につながっています。

アガベは、植えてすぐ完成するものではなく、時間をかけてゆっくり育てていく植物。その成長を見守る時間が何より楽しいです。



地元の仲間と地域を盛り上げていきたい

今後の展望は？

地元の工務店同士が建てた「見学会」など実現させたりしたいです。地域の工務店が集まり力を合わせることで、「地元が選ばれる」仕組みをつくっていききたいですね。また、この仕事の魅力を伝えられる機会にもなれば嬉しいです。

お客様の要望を受け入れつつ、自信を持って提案できるよう、体制を整えていきたいと思っています。

穏やかな語り口の中に、地域へのまっすぐな想いが感じられた山本社長。「一人勝ちではなく、ともに成長していきたい」という言葉がとても印象的でした。同じ田辺エリアの会員として、これからも交流を重ねていきましょう。

取材：広報啓発委員 山田和弘

冬の夜を焦がす勇壮な火の祭り
新宮「お燈祭り」




お燈まつりとは？

お燈祭り(おとうまつり)は、新宮市で毎年2月6日の夜に行われる伝統行事です。「紀伊山地に霊場と参詣道」の一部である世界遺産・熊野速玉大社の元宮である神倉神社を舞台に、神倉山頂から、約2000人の男たちが燃え盛る松明を持ち、急な石段を駆け下りる、重要無形民俗文化財に指定されている火祭りです。


祭りの由来

御燈祭りの起源は、飛鳥時代。6世紀頃までさかのぼると伝えられています。神倉神社の御神体は「ゴトビキ岩」と呼ばれる巨岩で、ここに熊野の神々が最初に降臨したとされます。

もともとは身を清める「禊みそぎ」の儀式で、五穀豊穰や無病息災を祈る神事として始まりました。

旧暦の1月7日(現在の2月6日)に行われるこの行事は、炎によって心身を清め、この祭りが終わると熊野に春が訪れると言われて

います。
なお、映画『溺れるナイフ』に登場する火祭りのモデルとしても知られていますが、実際のお燈祭りでは喧嘩はご法度です。(映画では「喧嘩火付け祭り」と描かれています)



ご紹介 vol.14

広報啓発委員が、最近出来たお店や気になっている場所をご紹介します。



火の流れ

闇夜に、数千の松明の火が538段の石段を一斉に駆け下りる。その光景はまさに圧倒的。その様子は「山は火の滝 下り竜」と称えられるほどで、闇夜を切り裂く炎の流れが幻想的かつ力強い世界をつくり出します。



女人禁制の伝統

白装束に荒縄を締めた2000人の男たちが、神倉神社で受け取った御神火を麓へ届ける神事。お祭りに参加する「上り子」は地元の人だけでなく、県外の方や観光客の方も参加できますが、女人禁制のため女性は麓から見守る形となります。



▲ゴトビキ岩
熊野信仰発祥の地とされる巨岩。祭りの原点ともいえる存在。



▲合図とともに一斉に
灯る松明。



▲神倉神社の急勾配の石段を駆け下りる姿は
迫力満点

耳より情報

- 火にあたると一年間無病息災といわれています。
- 白装束は正装。参加者は事前に潔斎を行います。
- 石段は非常に急勾配。観覧の際は歩きやすい靴で。
- 例年多くの観光客が訪れるため早めの移動がおすすめです。



当日の主な日程

- 午前10時 かがり御供奉製
 - 午後5時10分 神倉神社で修祓後、熊野速五大社へ
 - 午後7時10分 御神火点火・神事開始
 - 午後7時25分頃 大松明出発
 - 午後8時頃 山門開門
 - 午後9時頃 松明下り
- ※時間は目安です。



神倉神社

開催概要

時期：毎年2月6日
場所：神倉神社（和歌山県新宮市神倉1-13-8）
アクセス：JR新宮駅から徒歩17分(1.2km)
参加：18歳以上の男性（上り子）は参加可能。
女性は入山不可。（麓から見学のみ）

熊野の冬を代表する伝統行事「お燈祭り」。静寂の山が一瞬にして炎に包まれるその光景は、言葉では表せない感動があります。幻想的で勇壮な一夜を、ぜひ一度体感してみたいかがでしょうか。

広報啓発委員 高野香那子

つなぐ和歌山 ~わたしたちの仲間です~



第20回



「体力維持」

寺本 吉孝 寺本興産株式会社
和歌山市黒田 1-3-25
TEL: 073-475-0671



大阪市内に住む長男のところに、4歳の男の子と2歳の女の子、二人の孫がいます。

お正月には、我が家の向かいの公園で寒い中、一緒に走り回りました。

ところが少々、孫の体力を侮っておりました。4歳の孫とハンディをつけてかけっこをしたところ、かなり本気で走らないと差が縮まらないのです。小学生くらいの走りはできるだろうと思っていた自分が、まさかの“幼稚園児並み”とは……。(私は66歳です)

暖かくなったら歩こう—いや、やはり走らねば、でしょうか。

学生時代に打ち込んでいた卓球も、もう少し本格的に練習し、動ける体を維持しようと思いを強くしました。

将来、次男や長女のところに誕生するかもしれない孫と元気に遊ぶためにも。この業界に卓球経験者の方がおられましたら、ぜひお声がけください。

次は、くき不動産(株)の九鬼章郎さんへつなぎます。



「土いじりから、元気とご縁を」

南祇 由佳子 安田興産 和歌山市秋月 62-1
東太田マンション 1F 6号室
TEL:073-488-1140

畑は、私にとってもう一つの居間のような場所です。

家の隣にある小さな畑で、毎朝土に触れ



る時間が何よりの楽しみになっています。

芽が出て、花が咲き、実をつける—その小さな変化が、一日を明るくしてくれます。

健康のためにできるだけ階段を使い、畑仕事も無理をせず、こまめに休憩を取りながら続けています。体を動かし、よく食べ、よく眠る。

その積み重ねが、今の元気を支えてくれているのだと感じています。

土に向き合い、心と体を整えながら、これからも不動産仲介の仕事に励み、皆さまのお役に立ち続けていきたいと思えます。

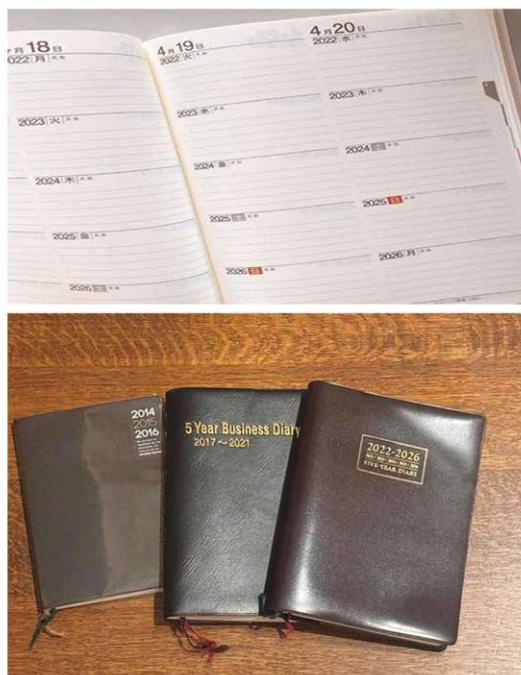
次は、(有)暁不動産の星山高子さんへつなぎます。





「5年日記」

榎 美穂子 マルエス不動産株式会社
有田市港町 557-3
TEL : 0737-82-3218



「今年こそ日記を続けよう」と小さな目標を掲げた年に出会ったのが、最初の「3年日記」でした。

1日数行という気軽な形式のおかげで無理なく続けられ、その後は「5年日記」へと移行し、今年で13年目を迎えました。

5年ごとに同じ日の出来事と向き合えるのがこの日記の特徴です。読み返すことで自分の考え方や行動の変化を確かめられる大切な機会になりました。手書きというアナログな方法ですが、読み返す時間が今の私の楽しみになっています。

今年もまた、日々の業務や地域での取り組みを通じて、微力ながら地域社会に貢献できる一年にしていきたいと思っています。

次は、山本の山本賀則さんへつなぎます。



従事者変更届を必ずご提出ください！

重要

対 象：令和7年4月1日～令和8年3月31日までのうち、
従事者の変更があった全員分

提出期間：令和8年4月1日～令和8年4月30日の間

※様式は和歌山県建築住宅課ホームページよりダウンロードしていただけます。

宅建業従事者変更和歌山

検索

●お問合せ●

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

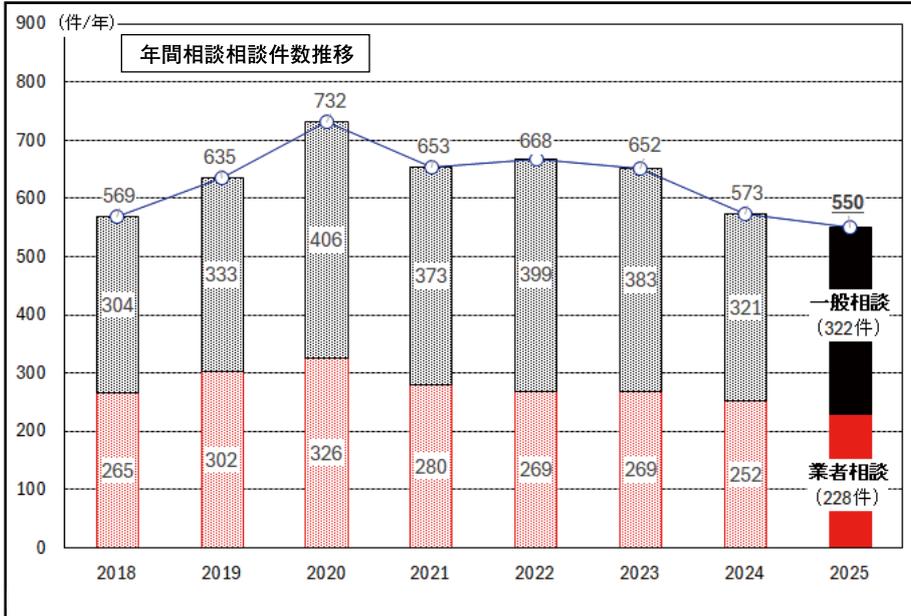
和歌山県 県土整備部 都市住宅局 建築住宅課

TEL : 073-441-3180



相談室★だより

1. 相談実績 (2025年)



●数年前からの都心部を主体とする不動産取引事業の回復状況から、2025年には和歌山県下の不動産取引市場も活性化し相談件数の増加が見込まれていたが、2025年の相談実績は昨年より微減し、“コロナ禍”以降で最少の550件/年となった。



2. 相談内容動向

日時	2025年	2024年	2023年	
◆年間件数相談件数	228↓	252	269	
A: 売買取引関連相談	149	164	180	
B: 賃貸借取引関連相談	48	57	48	
C: その他相談	31	31	41	
① 売買契約締結基本	42↑	35	37	
②: 35 書面・重要事項	37↑	35	26	
③ 媒介	基本債務	6	9	26
	報酬	20↓	27	
④ 賃貸借契約・解除基本	29↑	23	22	
⑤ 借地借家法・民法：賃貸借	7↓	20	16	



[業者相談]

総相談件数が低下しているにも関わらず、売買取引の①契約締結の“問合せ”相談は、増加傾向にある。②重要事項説明 ④賃貸借契約・解除に関する“問合せ”相談も、微増している。但し 媒介報酬額(廉価物件媒介)相談に関しては、昨年比減少となった。



日時	2025年	2024年	2023年	
◆年間件数相談件数	322	321	383	
A: 一般相談	161	185	222	
B: 苦情相談	161↑	136	161	
A: 一般相談				
①“売りたい・買いたい”相談	42↑	37	20	
② 賃貸借契約・解除基本	25	14	22	
③ 媒介	基本債務	6	4	5
	報酬	9	7	
④ 原状回復	10	7	4	
⑤ 借地借家法・民法：賃貸借	6	32	17	
B: 苦情相談				
① 貸主・管理会社苦情	43←	52	26	
② 媒介	基本債務苦情	23↑	6	16
	報酬苦情	6	8	
③ 契約不適合・重税義務違反	30	22	36	
④ 原状回復苦情	15↑	4	10	
⑤ 賃貸借契約・解除苦情	15↑	5	14	



[一般相談]

“苦情相談”件数が、昨年比 約2割アップし 一般相談総件数の50%に達している。物件を“売りたい、買いたい”相談は、堅調に増加している一方、貸主・管理会社の賃貸住宅管理に関しても、昨年に引続き 多くの“苦情相談”が寄せられている。又、2025年は、媒介債務に対する“苦情相談”件数の増加が顕著であった。



人権チェックリスト



パワハラに悩んでいませんか？

パワーハラスメント(パワハラ)とは

職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①～③までの要素を全てみたすもののことをいいます。

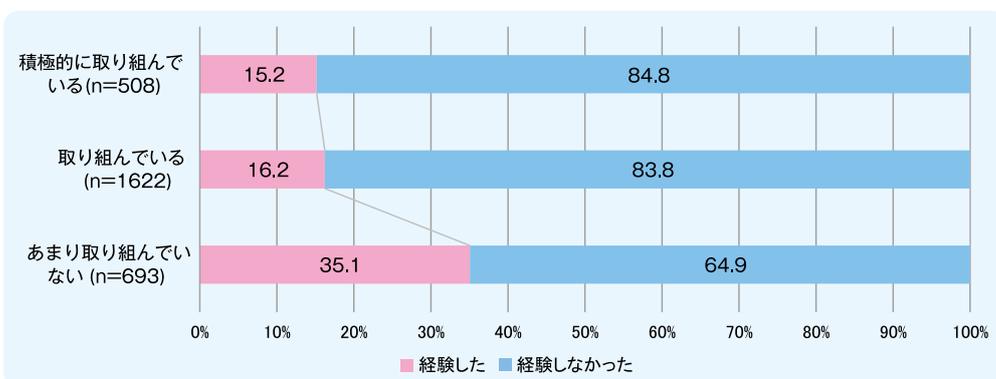
(代表的な言動の類型)

- ・身体的な攻撃(暴行、傷害)
- ・精神的な攻撃(脅迫、名誉棄損、侮辱、酷い暴言)
- ・人間関係からの切り離し(隔離、仲間外し、無視)
- ・過大な要求(業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害)
- ・過小な要求(業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと)
- ・個の侵害(私的なことに過度に立ち入ること、アウティング等)



<勤務先が行っているハラスメントの予防・解決のための取組評価別>

ハラスメントを受けた経験の割合を、勤務先の取組の評価別にみると、勤務先が「積極的に取り組んでいる」と回答した者で、ハラスメントを経験した割合が最も低く(15.2%)、「あまり取り組んでいない」と回答した者で最も高かった(35.1%)。



【出典】令和5年度厚生労働省委託事業職場のハラスメントに関する実態調査報告書

！チェック ハラスメントを受けた時は…

- いつどこで誰が何を何のために(5w1h)したのかを記録する
後々の事実確認などで有効なのでメモや録音など最適な方法で記録を残すことをお勧めします。
- 周囲に相談する
周りの協力を得ることでハラスメントを行う本人が自らの行為に気づく場合があります。
- 会社の窓口や人事担当者に相談する
- 社内で相談しづらい場合は、外部の機関に相談する



《県相談窓口》

労働情報センター(労働相談室) TEL:073-436-0735
火～金:16時～20時、土日:10時～16時(祝日・年末年始は除く)



(チェックリストについてのお問合せは)県人権施策推進課まで ☎:073-441-2566 FAX:073-433-4540

人権
研修

宅地建物取引と人権

— 問い合わせ対応と通報制度の再確認 —



1 【事案の概要】

令和8年1月、過去に発生した人権に関する事案について、会員より協会へ報告がありました。本件では、会員が人権尊重の観点から適切に対応していたことが確認されています。当該事案は、宅地建物取引における重要事項説明の際、顧客から「当該物件の所在地域が同和地区に該当するか」との質問を受け、さらに「なぜ答えられないのか」との問いが重ねられた事案です。

当該会員は、人権に関わる重要な問題であることから回答できない旨を説明し、宅地建物取引業者としての立場を明確に伝えました。その後、契約および引渡しに至っています。

本事案は、現場での対応の難しさを改めて認識させるものであり、あわせて、事案発生時の速やかな情報共有と制度の徹底の重要性を再確認する契機となりました。

2 【宅地建物取引業と人権】

宅地建物取引業は、憲法で保障された「居住・移転の自由」に深く関わる業務です。

偏見や誤った知識に基づく問い合わせに対し、特定の地域や属性に関する情報を提供することは、結果として不適切な取扱いを助長するおそれがあります。

取引の相手方から同和地区に関する質問を受けた場合に回答しないことは、宅地建物取引業法第47条違反には該当しません。

私たちは専門家としての責任のもと、常に基本的人権を尊重した対応を行う必要があります。

3 【人権通報制度の徹底について】

協会では、人権問題が生じた場合に速やかに情報共有を行い、適切に対応するための通報制度を設けています。

内容の大小にかかわらず、対応に迷う事案が発生した場合も含め、速やかに協会へご報告ください。

通報内容は守秘義務のもと適切に取り扱われます。



宅地建物取引業は、憲法で保障された居住・移転の自由に深く関わる業務です。基本的人権を尊重した対応を行いましょう。

各事業所におかれましては、代表者のみならず従業員全員が制度を理解し、日常業務の中で共有していただきますようお願いいたします。

問い合わせを受けた際の基本対応（再確認）

宅地建物取引の現場では、偏見に基づく問い合わせや申し出を受けることがあります。そのような場合は、冷静かつ毅然とした説明を行うことが重要です。

事例
1

Q なぜ答えられないのですか。

A 私たちは、憲法で保障された居住・移転の自由に関わる仕事をしています。地域属性を理由に取引判断を行うことは、人権に関わる重大な問題となるため、そのような判断材料を提供することは適切ではありません。

事例
2

Q この地区は同和地区ですか。

A そのようなご質問にはお答えできません。

同和地区であるかどうかを調査・回答することは、特定の地域や住民に対する差別を助長する行為につながるため、宅地建物取引業者としてお答えすることはできません。

※このような同和地区かどうかを問い合わせる質問の場合には、なぜ知りたいのか目的や理由を尋ね、心の中にある偏見を確認した上で上記の対応を行ってください。

事例
3

Q 同和地区にあるから安いのですか。

A 物件価格は、土地の評価、周辺環境、交通利便性、市場動向など様々な要因によって決まるものであり、特定の地域が同和地区であるかどうかによって決定されるものではありません。

事例
4

Q 外国人・高齢者・障害のある方などを理由に入居を断りたい。

A 属性のみを理由に一律に入居を制限することは差別に当たります。個別の事情を踏まえ、公平な判断を行うことが重要です。

【重要】

問い合わせや申し出を受けた場合は、対応の内容にかかわらず、速やかに事案報告書により協会へご報告ください。早期の情報共有は、事実関係の的確な把握と適切な対応方針の検討に不可欠です。



理事会等の開催状況 1～3月

会議名	主な審議内容
執行理事会(2/13、3/12、3/19)	・協会運営について
理事会(3/19)	<p>【報告事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入退会者について(令和7年12月～令和8年2月) ・予算実績対比について(令和8年2月末時点) ・和歌山大学寄附講義申請について ・和歌山県プロポーザル(空き家相談窓口業務)申請報告について ・事務局の就労状況について(令和8年2月末時点) <p>【審議事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊休財産保有制限への対応(令和7年度資産取得資金の増額積立)について ・令和8年度特定費用準備資金及び資産取得資金等の積立について ・令和8年度事業計画案及び収支予算案について ・資金調達及び投資の見込みに関する届出書類について ・定期提出書類(事業計画書等)の提出について ・役員賠償保険の加入(更新)について ・次年度事務局体制及び雇用契約書案について
総務委員会 (2/5)	<ul style="list-style-type: none"> ・協会事業進捗状況について ・令和8年度事業計画(案)及び予算(案)について ・新規入会会員フォローアップ体制構築について

全宅連等関係団体の動向（理事会等） 1～3月

(略称) 全宅連：公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会 全宅保証：公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会
 全宅管理：一般社団法人全国賃貸不動産管理業協会 流通機構：公益社団法人近畿圏不動産流通機構
 公取協：公益社団法人近畿地区不動産公正取引協議会 推進センター：公益財団法人不動産流通推進センター

※出席者の役職名は省略させていただいております。

会議名及び出席者	主な審議内容
全宅連／全宅保証常務理事会 (3/11) 角	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度業務及び財務執行状況について ・令和8年度事業計画(案)・収支予算(案)について ・理事会上程議題について
全宅連／全宅保証理事会 (3/24) 角	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度業務及び財務執行状況について ・令和8年度事業計画(案)・収支予算(案)について
全宅連第5回広報啓発委員会 (1/21) 角	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者セミナーの進捗状況について ・令和8年度事業計画(案)・予算(案)について
全宅管理／第3回総務財務委員会 (2/25) 木村	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
全宅管理／第3回理事会 (3/25) 木村	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度事業計画及び収支予算案に関する件
流通機構／情報システム委員会 (2/19) 高垣	<ul style="list-style-type: none"> ・正副委員長選任に関する件 ・システム稼働状況について ・レイズ連携障害について ・令和7年度予算執行状況について ・令和8年度4機構共同利用システムの運営費用について

会議名及び出席者	主な審議内容
流通機構／情報システム委員会 (2/19) 高垣	<ul style="list-style-type: none"> ・物件情報のデータ分析プログラムの利活用に関する件 ・令和8年度事業計画案および予算案に関する件 ・所在地範囲検索の仕様変更に関する件 ・F T P一括登録の新規利用申込に関する件
流通機構／第4回理事会 (3/17) 高垣	<ul style="list-style-type: none"> ・専門委員会報告 ・全国指定流通機構連絡協議会報告 ・レインズ適正利用推進特別委員会報告 ・諸規程見直しに関する件 ・令和8年度4機構レインズ共同利用運営費用(経常費用)に関する件 ・令和8年度事業計画書案に関する件 ・令和8年度レインズ利用料課金設定に関する件 ・令和8年度会費案に関する件 ・令和8年度収支予算書案に関する件
公取協／第3回総務委員会 (3/13)	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局の人事異動 ・就業規則の変更 ・公益充実資金取扱規程の新設 ・令和7年度第2回消費者モニター懇談会 ・「景品表示適正化功績者」大臣表彰(消費者担当大臣表彰) ・令和8年度消費者モニターの応募状況・選定
公取協／第2回財政委員会 (3/18) 細川	<ul style="list-style-type: none"> ・公益充実資金取扱規程の新設 ・退職金料率表の変更 ・令和8年度収支予算書(正味財産増減予算書)案 ・事務局の人事異動
公取協／消費者モニター懇談会 (3/30) 武田	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者モニターとの懇談・意見交換
公取協／第4回理事会 (3/26) 細川	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局の人事異動 ・新顧問税理士の選任 ・令和8年度事業計画書(案) ・退職金料率表の変更 ・令和8年度収支予算書(正味財産増減予算書)(案) ・公益充実資金取扱規程の制定 ・「景品表示適正化功績団体」大臣表彰(消費者担当大臣表彰) ・就業規則の変更 ・研修会の開催と講師派遣及び賛助会員等との連携 ・令和7年度官民合同不動産広告実態調査の実施 ・次回事情聴取会の開催 ・次回措置委員会の開催 ・ホームページの更新及び広報誌の発行 ・財政検印状況など



宅 地 建 物 取 引 士

令和8年度法定講習のお知らせ

法定講習とは、宅建業法第22条の2第2項に基づく講習であり、「宅地建物取引士証」の交付、更新（5年毎）を希望する場合は法定講習を受講していただく必要があります。公益社団法人和歌山県宅地建物取引業協会（宅建）と全日本不動産協会和歌山県本部（全日）では、和歌山県知事から指定を受けて講習会を実施しています。

	座学講習日	講習担当	会 場
1	令和8年6月22日(月)	宅 建	ホテルグランヴィア和歌山
2	令和8年9月3日(木)	全 日	ビッグ・ユー
3	令和8年9月18日(金)	宅 建	ホテルグランヴィア和歌山
4	令和8年12月17日(木)	宅 建	ホテルグランヴィア和歌山
5	令和9年3月2日(火)	全 日	ビッグ・ユー
6	令和9年3月30日(火)	宅 建	ホテルグランヴィア和歌山

ホテルグランヴィア和歌山：和歌山市友田町 5-18
 ビッグユー：田辺市新庄町 3353-9

受講は更新対象者の方のみとなります。

対象の方には、所定の期日に宅建協会より申込案内を送付しております。
 必ずご確認のうえ、手続きを行ってください。

オンデマンド配信により一定期間以内にオンライン上で講習動画の視聴を行うWEBによる講習も実施しています。
 詳しくは申込案内通知文をご確認ください。



■ 各種変更事項

エリア	商号	変更後	変更前	変更事項	会員名簿頁
和歌山	丸良木材産業(株)	宮島 哲也	高森 紘子	代表者	28
和歌山	(株)泰建	林 泰宏	林 静男	代表者	33
和歌山	(有)瑞穂産業	辻川 希穂	中西 希穂	専任の取引士(氏名)	33
和歌山	(株)リンク不動産	和歌山市吹屋町3-11-1	和歌山市秋月537-11	事務所	30→35
和歌山	(株)スマートホーム	和歌山市美園町4-89 スマートホームビル1F	和歌山市美園町5-3-1雑村ビル1A	事務所	35
和歌山	(株)マルコーホーム	向 泰範	高橋 力也	専任の取引士	35
和歌山	(株)家あるじ		藤平 和雄	専任の取引士(減員)	39
和歌山	(株)栄産業	北村 夏樹		専任の取引士(増員)	40
和歌山	(株)ASSETIA	(株)ASSETIA	Apaman Property(株)	商号	23・34・44
	(株)ASSETIA 和歌山駅前店	嶋田 洋一	松田 勇翔	政令の使用者 専任の取引士	34
和歌山	(株)K'sエステート	R7.12.25	R2.12.14	免許年月日	47
		4114	3950	免許番号	
日高	(株)和佐	御坊市湯川町財部840-2	御坊市湯川町小松原381-7	事務所	67

■ 支店設置

支部	商号	政令2条の使用者/専任の取引士	TEL	住所	会員名簿頁
和歌山	(株)和佐 国体道路支店	花畑 浩平	073-498-6455	和歌山市小雑賀585-4 リアンメゾン小雑賀2F	36

■ 支店廃止

支部	商号	政令2条の使用者	住所	会員名簿頁
和歌山	(株)ASSETIA 国体道路店	江川 雄大	和歌山市小雑賀585-4	36

新規入会者紹介

(株)吉川不動産

TEL 0736-20-1640
FAX 0736-20-6160
事務所 橋本市城山台3-1-4
免許番号 30(1)4106
免許年月日 R7.11.10
所属エリア 伊都



代表者・専任の取引士
吉川 恵子

亜細亜開拓(株)

TEL 0735-29-1675
FAX 0735-29-1676
事務所 東牟婁郡那智勝浦町
大字下里2335-1
免許番号 30(1)4102
免許年月日 R7.10.9
所属エリア 新宮



代表者
表木 敬治



専任の取引士
菅 淑子

(有)上浦組

TEL 0735-31-5304
FAX 0735-31-8527
事務所 新宮市三輪崎1204-10
免許番号 30(1)4115
免許年月日 R8.1.8
所属エリア 新宮



代表者
大前 忠嗣



専任の取引士
奥地 隆

■ 退会者

エリア	班	商号	代表者等
和歌山	1	平田ハウジング	平田 雅通
和歌山	5	is my不動産(株)	好村 陽平
和歌山	6	(有)昭和開発	多計 英彦
和歌山	6	(株)センチュリーホーム	多計 治彦
和歌山	14	大東建託リーシング(株)和歌山店	津本 健治
和歌山	14	(有)アルテータ	田中 秀樹
海南		神前不動産	神前 好博
那賀		大東建託リーシング(株)岩出店	濱出 健志



令和8年
4/6(月)
予定

ホームページが新しくなります!!



トップページを**4つのカテゴリー**に分類!
より見やすく、より使いやすく、和歌山宅建のホームページが
リニューアルいたします。



■主な利用内容■

- ・契約書式のダウンロード (Word・Excel形式の全宅連契約書式)
- ・ハトサポBB・WEB書式の利用
- ・レインズの利用
- ・法定講習に関する案内
- ・宅建士・宅建業に関する県への申請書式の取得 など

クリックすると



※ハトサポをご利用の際は、ID、パスワードが必要です。(全宅連の書式のダウンロード等含む)

お忘れの方は

- ・IDについて……事務局へお問合せください
- ・パスワードについて……各会員様で設定いただいたものです。事務局で確認することができません。不明の方は、ハトサポログイン画面より再設定していただくこととなります。